

矢作川沿岸地区 羽布ダム基本設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目 的) 第1-2条	本業務は、全体実施設計「矢作川沿岸地区」における羽布ダムの付帯施設を対象に、基本設計を行うものである。															
(場 所) 第1-3条	本業務において対象とする羽布ダムの付帯施設は、愛知県豊田市羽布町地内であり、「(別紙1) 対象施設」及び別添位置図に示すとおりである。															
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。															
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。															
(管理技術者) 第1-6条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業—農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業—農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業—農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(照査技術者) 第1-7条	1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業—農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業—農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学							
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業—農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														

項 目	内 容			備 考
(担当技術者) 第 1－8 条 (配置技術者の確認) 第 1－9 条 (保険加入) 第 1－10 条 第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	博士	農学		
	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
	2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。			
	3 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が提示する業務の節目とは、 1) 設計作業着手の段階 2) 耐震性能照査の段階 3) 対策工法の検討及び施工計画図の作成の段階 4) 施工数量取りまとめ及び概算工事費の算定の段階 5) 成果品取りまとめ段階			
	4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはない。			
	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。			
	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報 の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。			
	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。			
	本業務の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。			
	番号	名 称	発行所	
1	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説	(社) 公共建築協会		
2	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	河川局治水課		
3	農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局		
4	土地改良事業計画設計基準「ダム」	(社) 農業農村工学会		
5	土地改良事業設計指針「耐震設計」			

項 目	内 容	備 考																																
(作業条件) 第 2 - 2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 資料の検討等の結果、耐震性能照査に当たって現地での調査が必要となった場合は、監督職員と協議することとする。 (4) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分に把握した上で実施するものとする。																																	
(参考図書) 第 2 - 3 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるものとする。																																	
(貸与資料等) 第 2 - 4 条	貸与資料は、次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況関係 資料</td><td>土地改良施設整理台帳付属図面</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td rowspan="11">報告書</td><td>平成 17 年度 新矢作川用水地区 羽布ダム洪水吐ゲート等技術検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 19 年度 新矢作川用水地区 細川頭首工管理所他改築設計業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 22 年度 新矢作川用水地区 羽布ダム洪水吐ゲートその 1 工事</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 23 年度 新矢作川用水地区 羽布ダム洪水吐ゲート建設工事</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 24 年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 25 年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その 2 業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 29 年度 矢作川沿岸地域 整備構想とりまとめ業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討等業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 矢作川沿岸地区 施設長寿命化計画策定等業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討とりまとめ業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 矢作川地区 羽布ダム洪水吐ゲート耐震性能照査業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>その他必要資料</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	分 類	貸与資料	数量	現況関係 資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式	報告書	平成 17 年度 新矢作川用水地区 羽布ダム洪水吐ゲート等技術検討業務	1 式	平成 19 年度 新矢作川用水地区 細川頭首工管理所他改築設計業務	1 式	平成 22 年度 新矢作川用水地区 羽布ダム洪水吐ゲートその 1 工事	1 式	平成 23 年度 新矢作川用水地区 羽布ダム洪水吐ゲート建設工事	1 式	平成 24 年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討業務	1 式	平成 25 年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その 2 業務	1 式	平成 29 年度 矢作川沿岸地域 整備構想とりまとめ業務	1 式	平成 30 年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討等業務	1 式	令和 3 年度 矢作川沿岸地区 施設長寿命化計画策定等業務	1 式	令和 5 年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討とりまとめ業務	1 式	令和 5 年度 矢作川地区 羽布ダム洪水吐ゲート耐震性能照査業務	1 式	その他	その他必要資料	1 式	
分 類	貸与資料	数量																																
現況関係 資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式																																
報告書	平成 17 年度 新矢作川用水地区 羽布ダム洪水吐ゲート等技術検討業務	1 式																																
	平成 19 年度 新矢作川用水地区 細川頭首工管理所他改築設計業務	1 式																																
	平成 22 年度 新矢作川用水地区 羽布ダム洪水吐ゲートその 1 工事	1 式																																
	平成 23 年度 新矢作川用水地区 羽布ダム洪水吐ゲート建設工事	1 式																																
	平成 24 年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討業務	1 式																																
	平成 25 年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その 2 業務	1 式																																
	平成 29 年度 矢作川沿岸地域 整備構想とりまとめ業務	1 式																																
	平成 30 年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討等業務	1 式																																
	令和 3 年度 矢作川沿岸地区 施設長寿命化計画策定等業務	1 式																																
	令和 5 年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討とりまとめ業務	1 式																																
	令和 5 年度 矢作川地区 羽布ダム洪水吐ゲート耐震性能照査業務	1 式																																
その他	その他必要資料	1 式																																

項 目	内 容	備 考															
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 5 条 (関連業務) 第 2 - 6 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他に漏らしてはならない。 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>矢作川沿岸地区 事業計画書 (案) 作成業務 (仮称)</td><td>令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 2 月 (予定)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>矢作川沿岸地区 細川管理所他基本設計業務 (仮称)</td><td>令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 1 月 (予定)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>矢作川地域 施設長寿命化計画 (案) 策定業務 (仮称)</td><td>令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 1 月 (予定)</td></tr> <tr> <td>4</td><td>矢作川総合第二期地区 変更事業計画資料作成ほか業務 (仮称)</td><td>令和 6 年 5 月～ 令和 7 年 3 月 (予定)</td></tr> </tbody> </table>	番号	業務名	業務実施期間	1	矢作川沿岸地区 事業計画書 (案) 作成業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 2 月 (予定)	2	矢作川沿岸地区 細川管理所他基本設計業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 1 月 (予定)	3	矢作川地域 施設長寿命化計画 (案) 策定業務 (仮称)	令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 1 月 (予定)	4	矢作川総合第二期地区 変更事業計画資料作成ほか業務 (仮称)	令和 6 年 5 月～ 令和 7 年 3 月 (予定)	
番号	業務名	業務実施期間															
1	矢作川沿岸地区 事業計画書 (案) 作成業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 2 月 (予定)															
2	矢作川沿岸地区 細川管理所他基本設計業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 1 月 (予定)															
3	矢作川地域 施設長寿命化計画 (案) 策定業務 (仮称)	令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 1 月 (予定)															
4	矢作川総合第二期地区 変更事業計画資料作成ほか業務 (仮称)	令和 6 年 5 月～ 令和 7 年 3 月 (予定)															
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、「(別紙 2) 作業項目内訳表」に示すとおりである。																
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 特別仕様書第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 作業に必要な関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せるものとする。 (6) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 (7) 設計作業に当たっては、以下に留意するものとする。 1) 施工時の安全性確保はもとより、コスト縮減及び将来の維持管理を十分に念頭に置いて行わなければならない。 なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定に当たって																

項 目	内 容	備 考
(業務写真における 黒板情報の電子 化) 第 3 - 3 条	は、新技術関連情報(ARIC)、新技術普及マニュアル検索システム((社) 土地改良測量設計技術協会) 及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、https://www.nn-techinfo.jp を参照。 ・新技術情報システム(NETIS)については、https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 2) 施工計画の検討においては使用機械、施工手順等を明確にし、図表等を用いて取りまとめること。 3) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 4) 「工事工種の体系化」については、http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 5) 工事費の算定に当たっては、可能な限り公表されている資材・施工単価又は見積徴収によるものとし、客観性の確保に努めること。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領 (案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。	

項 目	内 容	備 考
第 4 章 業務管理 (情報共有システム) 第 4 - 1 条	なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	
第 5 章 打合せ (打合せ) 第 5 - 1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 設計作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ(耐震性能照査の段階) 第 3 回 中間打合せ(対策工法の検討及び施工計画図の作成の段階) 第 4 回 中間打合せ(施工数量取りまとめ及び概算工事費の算定の段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6 - 1 条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 等)正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第 6 - 2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目 8 番(安田庁舎) 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	

(別紙1)

対象施設

名称：羽布ダム

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
堤体	直線越流型コンクリート重力式ダム 堤長 堤高	398.50m 62.50m
建築物	管理所 鉄筋コンクリート2階建て 機械室 鉄筋コンクリート平屋建て 取水塔 鉄筋コンクリート2階建て	1棟 1棟 1棟
取水施設	取水ゲート ローラーゲート B3.0m×H4.0～6.0m 4門 フラップゲート B1.8m×H1.8m 1門	5門
洪水吐施設	洪水吐ゲート B7.5m×H6.5m	3門

(別紙 2)

作業項目内訳表

作業項目	作 業 内 容	数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 管理所の基本設計			
2-1. 基本条件の検討	本業務の設計対象施設のうち、管理所において、既存資料等に基づき、構造条件を決定する。	1 式	
2-2. 耐震性能照査	2-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
2-3. 対策工法の検討	2-2. の結果を基に、耐震性能が確保されている場合は補修工法を検討し、耐震性能が確保されていない場合は耐震対策工法を検討する。	1 式	
2-4. 施工計画図の作成	2-3. の結果を基に、施工計画を検討するとともに、施工計画図及び仮設計画図を作成する。	1 式	
2-5. 施工数量取りまとめ	2-4. の結果を基に、施工数量を取りまとめる。	1 式	
3. 機械室の基本設計			
3-1. 基本条件の検討	本業務の設計対象施設のうち、機械室において、既存資料等に基づき、構造条件を決定する。	1 式	
3-2. 耐震性能照査	3-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
3-3. 対策工法の検討	3-2. の結果を基に、耐震対策工法を検討（見直し）する。	1 式	
3-4. 施工計画図の作成	3-3. の結果を基に、施工計画を検討するとともに、施工計画図及び仮設計画図を作成する。	1 式	
3-5. 施工数量取りまとめ	3-4. の結果を基に、施工数量を取りまとめる。	1 式	
4. 取水塔の基本設計			
4-1. 基本条件の検討	本業務の設計対象施設のうち、取水塔において、既存資料等に基づき、構造条件を決定する。	1 式	
4-2. 改築工法の検討	4-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」を確保する改築工法を検討する。	1 式	
4-3. 施工計画図の作成	4-2. の結果を基に、施工計画を検討するとともに、施工計画図及び仮設計画図を作成する。	1 式	
4-4. 施工数量取りまとめ	4-3. の結果を基に、施工数量を取りまとめる。	1 式	

5. 取水ゲートの基本設計																			
5-1. 基本条件の検討	本業務の設計対象施設のうち、取水ゲートにおいて、既存資料等に基づき、構造条件を決定する。	1 式																	
5-2. 耐震性能照査	5-1. の結果を基に、取水ゲートの耐震性能照査を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型式</th><th rowspan="2">構成要素</th><th colspan="2">耐震性能照査</th></tr> <tr> <th>L1</th><th>L2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">堤体設置型</td><td>土木構造 (RC)</td><td>○</td><td>△※2</td></tr> <tr> <td>ゲート設備 (S)</td><td>○</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>開閉装置 (固定部)</td><td>○</td><td>◎※3</td></tr> </tbody> </table> (備考)◎：動的解析、○：静的解析、△：特別な課題があれば別途協議。 ※1：構成要素の構造型式、S：鋼構造、RC：鉄筋コンクリート構造 ※2：堤体の耐震性能照査結果から耐震性能を判断 ※3：動的解析の結果を活用し、静的に照査。	型式	構成要素	耐震性能照査		L1	L2	堤体設置型	土木構造 (RC)	○	△※2	ゲート設備 (S)	○	◎	開閉装置 (固定部)	○	◎※3	1 式	
型式	構成要素			耐震性能照査															
		L1	L2																
堤体設置型	土木構造 (RC)	○	△※2																
	ゲート設備 (S)	○	◎																
	開閉装置 (固定部)	○	◎※3																
5-3. 対策工法の検討	5-2. の結果を基に、耐震対策工法を検討する。	1 式																	
5-4. 施工計画図の作成	5-3. の結果を基に、施工計画を検討するとともに、施工計画図及び仮設計画図を作成する。	1 式																	
5-5. 施工数量の取りまとめ	5-4. の結果を基に、施工数量を取りまとめる。	1 式																	
6. 洪水吐ゲートの基本設計																			
6-1. 対策工法の検討	過年度業務の結果を基に基本条件を検討し、耐震対策工法を検討する。	1 式																	
6-2. 施工計画図の作成	6-1. の結果を基に、施工計画を検討するとともに、施工計画図及び仮設計画図を作成する。	1 式																	
6-3. 施工数量の取りまとめ	6-2. の結果を基に、施工数量を取りまとめる。	1 式																	
7. 概算工事費の算出	2 から 6 の各作業の結果を基に、各工種の単価（令和 6 年度単価）を作成し、概算工事費を算出する。	1 式																	
8. 業務照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式																	
9. 点検取りまとめ	成果資料の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式																	